

第 12 回延岡市農業委員会会議録

(令和 3 年 6 月 28 日)

1. 開催日時 令和3年6月28日(月)午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 19名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐壽徳	2	井本みつよ	3	松田宗史
4	牧野博文	5	緒方武彦	6	林早苗
7	松田純二	8	大戸孝一	9	高橋正二
10	安藤重徳	11	矢野光一	12	星川千鶴代
13	貫藍	14	松下康廣	15	菊池光雄
16	花畑志良一	17	片伯部芳徳	18	原田博史
19	佐藤純子				

4. 欠席委員 0名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 19名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2	吉田嘉	3	久富喜良
4	梅田稔夫	5		6	黒田啓睦
7	山田博敏	8	松田成歳	9	酒井渡
10	甲斐秀雄	11	横山博章	12	
13	高橋利喜哉	14	甲斐正太郎	15	甲斐詳三
16		17	田口誠	18	松原学
19	小野厚文	20	矢野政治	21	
22	黒田五司	23	甲斐信良		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 77 号 農地法第3条 所有権の移転について
 議案第 78 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)
 議案第 79 号 農地法第4条の許可申請について
 議案第 80 号 農地法第5条の許可申請について
 議案第 81 号 非農地証明願いについて

- 報告第 46 号 農地法第4条の届出について
 報告第 47 号 農地法第5条の届出について
 報告第 48 号 農地法第18条第6項の通知について
 報告第 49 号 農地法第3条の3第1項の届出について

- 協議第 16 号 農用地利用配分計画 (案) について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	楠 生 修	局長補佐兼 農地係長	太 田 康 晶	農政係長	竹 内 祐 子
農地係 総括主任	永 友 孝 生	農地係 主任主事	清 田 則 生	農政係 主 事	永 倉 由 貴
北方産業建設課 主 査	堀 川 裕 貴	北浦産業建設課 専門主事	工 藤 博 一	北川産業建設課 副主査	松 山 義 秋

8. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、会長お願い致します。
議長	皆さん、おはようございます。 それでは、ただ今から、第12回 延岡市定例農業委員会を開催致します。 まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。
事務局	はい。本日は委員総数19名中19名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。
議長	本日の議事録署名委員は、委員番号4番 牧野博文委員と委員番号17番 片伯部芳徳委員のお二人をお願いしたいと思います。 本日の予定ですが、議案第77号 農地法第3条所有権の移転についてから議案第81号 非農地証明願いについてまでの議案5件、報告案件4件、協議案件1件となっています。議案書の確認をお願い致します。 なお、本日は総会の終了後に研修会を予定していますのでよろしくお願い致します。 それでは、議案第77号 農地法第3条所有権の移転について提案致します。整理番号1番、2番について、山田博敏農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。
山田推進委員	推進委員の山田です。整理番号1番、2番についてご説明致します。1番、2番は土地の交換のため、一緒に説明致します。1番は所在が吉野町、田1筆で330㎡、2番も所在は吉野町、田2筆で693㎡、1番、2番それぞれ譲渡人、譲受人共に吉野町在住の方です。 6月26日に、私と甲斐会長、当事者2人の計4人で現地調査を行いました。契約書は作ってないですが、お互いに交換した方が都合がいいということで、既に交換してお互いに耕作しております。今回、これを機会に契約書を作って確実なものにしたいということで申請をされております。特に問題はありませぬので、よろしくお願い致します。
議長	次に、整理番号3番について、委員番号2番 井本みつよ委員より説明をお願い致します。
井本委員	委員番号2番の井本です。整理番号3番についてご説明致します。農地の所在は北川町川内名、田3筆626㎡、畑3筆260㎡、計886㎡です。譲渡人は北川町川内名在住の方で、高齢で後継者もないため、譲り渡すことになりました。譲受人は日の出町在住の新規就農者でシキミ農家です。労力人2人で、理由は経営規模拡大です。 6月27日に私と矢野推進委員、譲受人の3人で現地調査を致しました。現在はシキミが植えてあり、境もわからないため、譲り受け後は1筆にする予定だそうです。地域との調和要件については問題ありませんでした。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議長	次に、整理番号4番について、委員番号13番 貫藍委員より説明をお願い致します。
貫委員	委員番号13番の貫です。整理番号4番について説明致します。所在は川島町、田1筆で290㎡です。6月21日に私と吉田推進委員、譲受人の3名で現地調査を行いました。隣接農地との畦は撤去され、約3反1枚の田んぼに集約していました。地域との調和要件は問題ないと思われました。譲受人は農業に対する経験や意欲は十分であり、特に問題ないと思われまますので皆様のご審議の程よろしくお願い致します。

議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事 務 局	はい。それでは事務局より判断根拠を説明致します。配布しています農地法第3条調査書の1ページから4ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありました。地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
	はい。菊池委員。
菊 池 委 員	はい。委員番号 15 番の菊池です。確認ですが、1番、2番の交換の件ですが、面積が倍以上違うのですが、これは双方納得の上なのですか。
議 長	この件については、私と同じ地区で、基盤整備事業がスタートした時に親同士が交換したそうです。まだ登記していなかったのが今回正式にしようということで申請が上がったようです。面積については親同士が納得して交換したもので、両者に異議はなかったようです。譲渡人、譲受人は娘、息子に当たるわけですが、今のところ問題はありません。
菊 池 委 員	問題が無いということなら構いません。
議 長	他に何かございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
	続きまして議案第 78 号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願い致します。
事 務 局	はい。それでは議案第 78 号 農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明致します。議案書は4ページから 17 ページとなります。貸人と農地の所在については議案書に記載のとおりで、借人はすべて公益社団法人宮崎県農業振興公社です。契約内容につきましては、5年間、7年間又は 10 年間の使用貸借権及び賃借権となっています。この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願い致します。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はござい

	<p>ませんか。</p> <p>はい。高橋委員。</p>
高橋委員	<p>9番の高橋です。確認ですが、利用権の期間が5年、7年と色々挙げられていましたが、これは5年以上であれば何年でもいいのですか。5年以下はいけないのですか。</p>
事務局	<p>期間に関しては5年以上です。時々、最後の1年とかあがってくるがありますが、ほとんどは耕作者変更で、基本5年以上としています。</p>
議長	<p>他に何かございませんか。</p> <p>はい。原田委員。</p>
原田委員	<p>18番の原田です。借賃のことをお聞きします。川島地区は人・農地プランを策定してずっと同じ価格で前も出たように思いますが、川島地区の借賃が1,000円、5,000円、10,000円とばらつきがありますが、これは何か意味があるのですか。</p>
事務局	<p>川島地区は何人か地主の方に契約書の押印のため訪問しているのですが、作り手がいなかったり、既に耕作放棄地になっているところもあったので、一定の方に耕作をお願いしたとは聞いています。値段がいくらということではないようです。場所によって作りやすい、作りにくいということもあります。</p>
原田委員	<p>川島地区だけではないのですが、市内で(農地を)預ける人がいっぱいいるので、安いか高いかは別にして、今から農地を守っていくのにあまりにもばらつきがあるように思います。耕作条件にそこまで差はないと思うので、ここまでばらつきがあるのは気になっているのですが…。私の地区では同じような条件ならいくら位とはっきりしています。このあたりについては、行政はまったく指導できないのですか。</p>
事務局	<p>賃料に関しては農業委員会としては、統一した方がいいのではないかと申し上げております。また総合農政課にも確認しておきます。</p>
議長	<p>やはり、耕作放棄地とか作り手のいない田んぼとかの地権者としては誰か無償でもいいから作ってくれないかという人もおられるのだと思います。そういうことで料金の差が出てくることもあるのではないかと思います。</p> <p>他にございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>続きまして、議案第79号 農地法第4条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。</p> <p>それでは、整理番号1番、2番について、委員番号17番 片伯部芳徳委員より説明をお願いします。</p>

<p>片伯部委員</p>	<p>い致します。</p> <p>委員番号 17 番の片伯部です。整理番号1番と2番について説明致します。</p> <p>まず整理番号1番ですが、所在は出北、地目は田で 144 m²、申請人は浜町在住の方、理由は農家住宅を建築したいということです。</p> <p>6月 22 日に事務局2名、県1名、甲斐(秀)推進委員、私の5名で現地調査を行いました。譲渡人が申請地の隣の田んぼを現在も作っておりました。用水排水等の調査も致しました。地図を見て頂けるとわかるのですが、交差点の東側の田んぼで、交差点の北側から用水が入って、この土地の後ろの田んぼに水を引いていて、用水に関しては全然問題ないです。地目は田ですが、もう埋め立てられており、現在は畑として利用されていたようです。</p> <p>次に2番案件について説明致します。所在は方財町、地目は畑で 168 m²、申請人は夏田町在住の方です。</p> <p>6月 22 日に事務局2人、県から1人、甲斐(秀)推進委員、私の5人で現地調査を致しました。理由として駐車場です。これは追認となっています。平成 16 年頃から埋め立てられ、既に砂利が敷いてあったので、畑としては使えないということです。</p> <p>住宅地の中にありまして、周りは全部住宅地ですので、農地として利用できるような状態ではありませんでした。周りの営農に関しては何ら問題ないと思われまます。以上、皆様のご審議をお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい。農地区分につきましてご説明致します。</p> <p>まず、整理番号 1 番につきましては、前面道路に水道・下水道管が埋設されているほか、小学校・病院が近くに存在する第3種農地となり立地基準に問題ないと判断致しました。また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地の営農への影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>次に整理番号2番につきましては、周囲が住宅に囲まれた生産性の低い第2種農地となり、他の土地への立地が困難な場合は許可となるため立地基準に問題ないと判断致しました。また、一般基準については、既に駐車場への転用済みとなっており追認申請となりますが、始末書なども提出されており、周辺農地への影響も無く許可相当と判断致しました。</p> <p>以上で説明を終わります。皆様のご審議をお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p> <p>はい。片伯部委員。</p>
<p>片伯部委員</p>	<p>17 番の片伯部です。この件に関しては問題ないのですが、農業新聞の記事で見たのですが、国の方針として、4条申請の追認は調査しないで許可相当と判断して、事務処理を省略する方向で進めていきたいとありましたが。</p> <p>ここ何年か農業委員として調査していると、追認とかで見に行ってもほとんど周りは家でして、昔ながらの地目が残っていて申請をしたということが多々あるようです。こういう案件まで農業委員が出て行って調査が必要なのかと疑問に感じたので、農業委員会としてはどうお考えでしょうか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい。今のところは県から特にそういった通知はきていません。基本的には事務局としては</p>

		<p>国、県の方針に基づいて活動していきたいと思うので、今指摘いただいたような方針が出れば、当然そういう方向で考えていきたいと思っています。</p>
議 長		他にございませんか。
委 員		異議なし。
議 長		<p>ただ今、出された意見等につきましては、意見書に記載のうえ県に進達致します。</p> <p>続きまして、議案第80号 農地法第5条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。</p> <p>それでは、整理番号1番、2番について、委員番号3番 松田宗史委員より説明をお願い致します。</p>
松 田 委 員		<p>委員番号3番の松田です。整理番号1番2番について説明致します。</p> <p>整理番号1番の所在は舞野町、田1筆で 628 m²、譲渡人は平田町在住、譲受人は舞野町の有限会社で、理由は資材置き場です。</p> <p>地図を見ていただくとわかるように、現地は国道218号線と北方延岡道路舞野インターチェンジの近くで、国道218号線から5mから8m低い田で、湿地となっており、用水もなく耕作できるような土地でもありません。申請地の西側の旧高千穂鉄道の架線から北方延岡道路の下まで譲受人が買収して埋め立てしております。当然、申請地は用水も排水も確認できないような土地でした。近隣で耕作するような状況でないと思います。何ら問題ないと思います。</p> <p>整理番号2番の所在地は平田町、田1筆で 416 m²です。譲渡人は平田町在住、譲受人は平田町で介護支援事業をやっている株式会社です。ここはまわりに田や畑は無く、用水も排水もありません。木を伐採し整地してから介護施設の運動広場にすることでした。何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願い致します。</p> <p>1番、2番とも6月 22 日に私と松田(成)推進委員、事務局、県の担当者、譲受人とで現地調査を行いました。</p>
議 長		次に、整理番号3番について、委員番号 14 番 松下康廣委員より説明をお願い致します。
松 下 委 員		<p>委員番号14番の松下です。整理番号3番についてご説明致します。所在は島浦町で、地目は田1筆、1,408 m²です。譲渡人は島浦在住の方、土地取得者は延岡市土地開発公社です。理由は学校の運動場広場整備です。これは学校用地取得であり、公共事業による土地収用に該当するとのこと。申請地は島野浦中学校の前面道路、約5mと排水を挟んだ南側に位置し、奥行き 20mくらい、道路に沿った横に細長い土地です。</p> <p>6月 22 日、振興局、農業委員会事務局、延岡市土地開発公社、市教育委員会総務課、甲斐(幸)推進委員、私で現地調査を致しました。許可申請理由としては島人口、児童生徒数共に年々減少傾向にあり、小・中学校を統合して来年4月以降、島野浦小中一貫校としての計画に基づく運動場広場整備のためとあります。造成については雑木等の伐採、抜根、草刈、表土の剥ぎ取り等を行って整地予定とのこと。排水については申請地に沿ってある排水路を利用するとのこと。また土地の周りをフェンスで囲い、安全対策を十分に行うとのこと。現況は雑草が生い茂り、長年耕作されてなく荒地のようでした。周辺も同じように荒れており、転用による道路、排水等、周辺環境への影響等、特に問題ないと思いますので、ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長		次に、整理番号4番について、委員番号 16 番 花畑志良一委員より説明をお願い致しま

花畑委員	<p>す。</p> <p>委員番号16番の花畑です。整理番号4番についてご説明致します。所在は北方町川水流、地目は畑で 622 m²です。譲渡人は都農町在住、譲受人は北方町川水流在住で、福祉施設を運営されています。</p> <p>6月22日に譲受人の代理人3名と木村推進委員、事務局2名、県から1人の方が来られて現地調査を致しました。譲受人は今、犬を使ったセラピーをやっているそうです。今のところ1棟でやっているのですが、入所者が多いので2棟3棟と増やしたいということです。ただ犬にとっては人間と触れ合うのがかなりのストレスになるそうです。それで犬を連れて散歩等をさせていたのですが、申請地を譲り受けてドッグランを作りたいということでの申請です。現地のすぐ隣は日向の経営者の方が花とか野菜を作っていました。この土地の管理人は専属でいるそうです。現地調査の結果、何ら問題ないと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>最後に、整理番号5番について、委員番号17番 片伯部芳徳委員より説明をお願い致します。</p>
片伯部委員	<p>委員番号17番の片伯部です。整理番号5番についてご説明致します。所在は長浜町、田1筆の462 m²です。譲渡人は博労町在住、譲受人は平原町の株式会社です。理由は資材置き場として利用したいということでした。</p> <p>6月22日に県から1名、事務局2名、甲斐(秀)推進委員、私と5名で現地調査を致しました。地目は田ですが現在は埋め立てられており、完全に畑状態になっておりました。</p> <p>申請地の隣にある田は雨が降ると水はけが悪くて浸かるという田んぼでした。そのため、今回は排水路を重点的に見させていただきました。譲受人がこの田の北側の斜面に排水路一本を整備してくれていまして、これを完全に土地改良区の方に譲渡しますということで、きれいな排水が入っていました。妙田川に排水するので、これだったら大雨が降っても大丈夫かなと感じました。道路付近にも2本、排水路があり、田んぼとして何ら問題ないと思いました。許可相当だと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。農地区分につきまして説明致します。</p> <p>図面も併せてご参照いただきたいと思います。まず整理番号1番について、北方延岡道路舞野インターチェンジ出入口からすぐに存在する第3種農地となり、立地基準に問題ないと判断致しました。また一般基準につきましては、資材置場転用の資力や実現性、面積は妥当なものであり、道路法や建築基準法に基づく協議が行われ、周辺農地の営農への影響も無く許可相当と判断致しました。</p> <p>次に整理番号2番については、生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断致しました。また一般基準につきましては、申請地は道路法や建築基準法に基づく協議が行われ支障なしとなっているほか、運動広場転用の資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>次に整理番号3番については、生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断致しました。また一般基準につきましては、申請地は島野浦小中一貫校の運動場広場として市が整備するものであり、転用の資力や実現性、面積は妥当であり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>次に整理番号4番につきましては、生産性の低い第2種農地であり、立地基準に問題ないと判断致しました。また一般基準につきましては、転用の資力や実現性、面積は妥当であり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。</p>

	<p>次に、整理番号5番につきましては、文化センター前に広がる10ha以上の一団の農地である第1種農地となります。1種農地の転用は原則不許可となっておりますが、譲受人は建設不動産管理業で北側隣接地を資材置場として保有しており、今回その拡充を図るものであることから、1種農地の例外規定である既存施設の拡張に該当し、立地基準に問題ないと判断致しました。また一般基準につきましては、転用の資力や実現性、面積は妥当であり、周辺農地の営農への影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>はい。原田委員。</p>
原 田 委 員	<p>18番の原田です。ひとつは3番案件についてです。職業欄に工事発注とか土地取得とあるのは、やはり市長とした方がよいのではないのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>延岡市として工事発注、土地開発公社として土地取得という書き方で今回入れたのですが、ご指摘を受けまして記入の仕方を以後考えたいと思います。ありがとうございました。</p>
原 田 委 員	<p>もうひとつは5番案件についてです。先ほど説明で申請地の北側に排水路の工事がしてあるという説明がありました。これは、用地は間違いなく土地改良区に確認しているのでしょうか。過去に色々トラブルがあるので、ここの確認だけは是非お願いします。</p>
事 務 局	<p>この件につきましては譲受人の方から土地改良区に5月に確認しておりまして土地改良区の方から、本件に関しましては差し支えないという意見が出ております。</p>
原 田 委 員	<p>はい。わかりました。</p>
事 務 局	<p>他に何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ただ今、出された意見等につきましては、意見書に記載のうえ県に進達致します。</p> <p>続きまして、議案第81号 非農地証明願いについて提案致します。整理番号1番について、委員番号9番 高橋正二委員より説明をお願いします。</p>
高 橋 委 員	<p>委員番号9番の高橋です。整理番号1番についてご説明致します。所在は赤水町、畑1筆で933㎡、申請人は広島市在住、現況は原野となっております。申請理由としては10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるということです。</p> <p>6月24日に高橋(利)推進委員、甲斐(安)推進委員、私の3人で現地調査を行いました。場所は赤水町内に入る所を右折して県道遠見半島線に上る途中の右側の原野になります。また周囲も山林化しているような状況で、到底農地に戻すことはできないと、非農地として判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>

委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。
事務局	<p>それでは、事務局より報告事項について説明致します。はじめに報告第 46 号、農地法第 4 条の届出についてでございます。この報告は自己所有農地の転用となっております。</p> <p>議案書の 31 ページに記載しておりますが、2件の届出があり、畑が 2 筆の 1,139 ㎡の転用となっております。</p> <p>次に報告第 47 号 農地法第 5 条の届出について説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。</p> <p>議案書の 33 ページから 34 ページに記載しております。全部で 13 件の届出があり、田が 9 筆の 1,694 ㎡、畑が 6 筆の 1,535 ㎡、合計 15 筆の 3,229 ㎡の転用となっております。</p> <p>次に、報告第 48 号 農地法第 18 条第 6 項の通知について説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。</p> <p>議案書の 36 ページから 37 ページに記載しております。全部で 7 件の届出があり、田が 11 筆の 5,661 ㎡の合意解約となっております。</p> <p>次に、報告第 49 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出について説明致します。この報告は相続等により農地の権利を取得した届出です。</p> <p>議案書の 39 ページから 41 ページに記載しております。全部で 5 件の届出があり、田 33 筆の 17,438 ㎡、畑 17 筆の 7,121 ㎡、合計 50 筆の 24,559 ㎡となっております。</p> <p>この届出の内容につきましては、議案書に記載のとおりですが、現況が農地以外になっている土地につきましては、文書等で指導していきたいと考えております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p> <p>無いようなので、次に協議第 16 号 農用地利用配分計画(案)について、事務局よりご説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>それでは、協議第 16 号 農用地利用配分計画(案)について説明致します。こちらは、先程議案第 78 号で決定した中間管理権の設定についての配分計画となります。</p> <p>議案書の 43 ページの整理番号 1 番から 3 番が北川町長井家田地区での集積の取り組みとなっており、1 名の出し手から計 3 筆、1,397 ㎡の農地を 1 名の方に配分する計画となっております。</p> <p>次に、追内地区での集積の取り組みについて説明します。議案書は 43 ページの整理番号 4 番から 6 番です。2 名の出し手から計 3 筆、3,568 ㎡の農地を 1 名の方に配分する計画となっております。</p> <p>次に、川島地区での集積の取り組みについて説明します。議案書は 43 ページの整理番号 7 番から 46 ページの整理番号 44 番までです。19 名の出し手から計 38 筆、15,540 ㎡の農地を 3 名の方に配分する計画となっております。</p> <p>次に、沖田第一地区での集積の取り組みについて説明します。議案書は 46 ページの整理番号 45 番から 47 ページの整理番号 50 番までです。2 名の出し手から計 6 筆、4,038 ㎡の農地を 2 名の方に配分する計画となっております。</p>

	<p>次に、個別案件の集積の取り組みについて説明します。議案書は47ページの整理番号51番から52ページの整理番号118番までです。32名の出し手から計68筆、50,788.86㎡の農地を11名の方に配分する計画となっています。</p> <p>最後に、耕作者変更に伴う再配分について説明します。議案書は52ページの整理番号119番と120番です。2名の出し手から計2筆、1,157㎡の農地を1名に配分する計画となっています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありました。説明内容についてご質問はございませんか。</p> <p>はい。松田推進委員。</p>
松田推進委員	<p>はい。推進委員の松田です。貸付期間の終期が7月31日で、作る作物が水稲となっていますが、この時期は田植えが終わってますよね。返す時期を考えてもらった方がいいのではないのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>これは始期が8月1日なので終期を7月31日としたもので、実際にはその前にそこで終わることがないように話をしていますが、総合農政課にも伝えておきます。</p>
議 長	<p>もっともなご意見でございました。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>ないようですので、以上を持ちまして第12回 定例農業委員会のすべてを終了致します。</p>

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長 甲 斐 壽 徳

4 番 牧 野 博 文

17 番 片 伯 部 芳 徳